

議案第 2 号

札幌市立小学校等の通学区域の設定について

令和 6 年（2024 年）2 月 7 日提出

教育長 檜 田 英 樹

真駒内桜山小学校及び真駒内中学校を廃止し、真駒内地区新設義務教育学校を設置することに伴い、通学区域を下記のとおり設定する。

記

1 通学区域を設定する学校の名称

| 廃止する学校 | 新設する学校 |
|----------|---------------|
| 真駒内桜山小学校 | 真駒内地区新設義務教育学校 |
| 真駒内中学校 | |

2 各学校の通学区域

別添のとおり

3 実施年月日

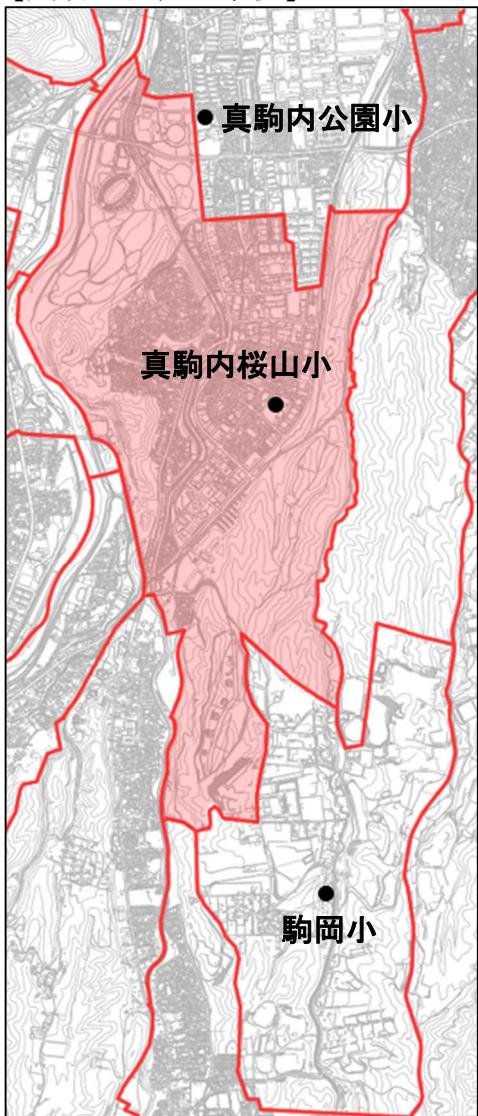
令和 9 年 4 月 1 日

（理 由）

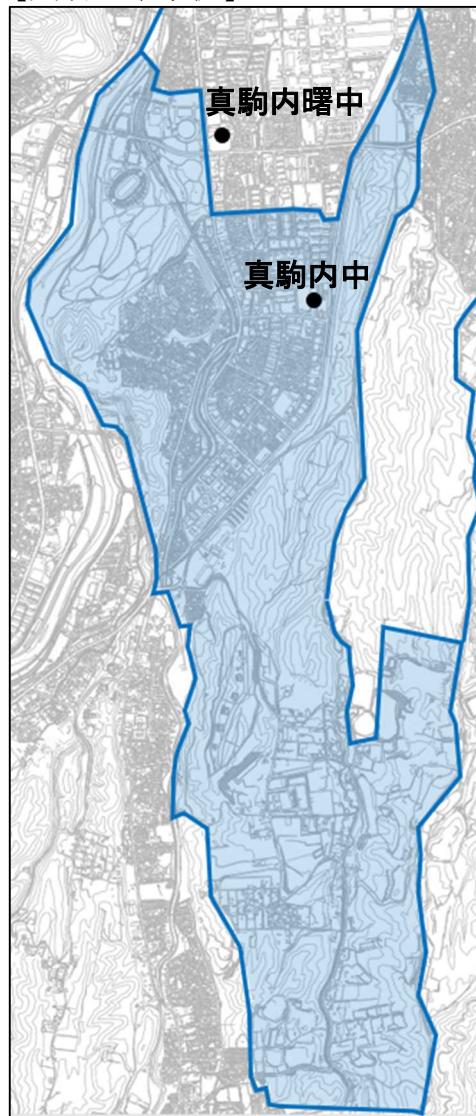
真駒内地区新設義務教育学校の設置における通学区域を設定するため、本案を提出する。

現在の小中学校位置及び通学区域

【真駒内桜山小学校】



【真駒内中学校】



| 学校名 及び位置 | 通学区域 |
|------------------------------|---|
| 真駒内桜山小学校 真駒内泉町 3 丁目 13- 1 | 真駒内緑町 1 丁目～3 丁目 真駒内幸町 1 丁目～3 丁目 真駒内泉町 1 丁目～4 丁目 真駒内南町 1 丁目～7 丁目 真駒内柏丘 1 丁目～12 丁目 ^{真駒内 (17 番地 90 453～455 464～465 468 番地 598 番地 612 番地～614 番地 616 番地～617 番地 620 番地～621 番地) 真駒内公園} |
| 真駒内中学校 真駒内幸町 3 丁目 1 - 1 | 真駒内緑町 1 丁目～4 丁目 真駒内幸町 1 丁目～3 丁目 真駒内泉町 1 丁目～4 丁目 真駒内南町 1 丁目～7 丁目 真駒内柏丘 1 丁目～12 丁目 ^{真駒内 (17 番地 1 88 90 453～455 464～465 575 757～759 763～764 827 127 番地～ 198 番地 199 番地 1 18 20～23 26 200 番地～205 番地 206 番地 1 6 207 番地～213 番地 468 番地 598 番地～610 番地 612 番地 ～654 番地 657 番地～658 番地 683 番地) 真駒内公園} |

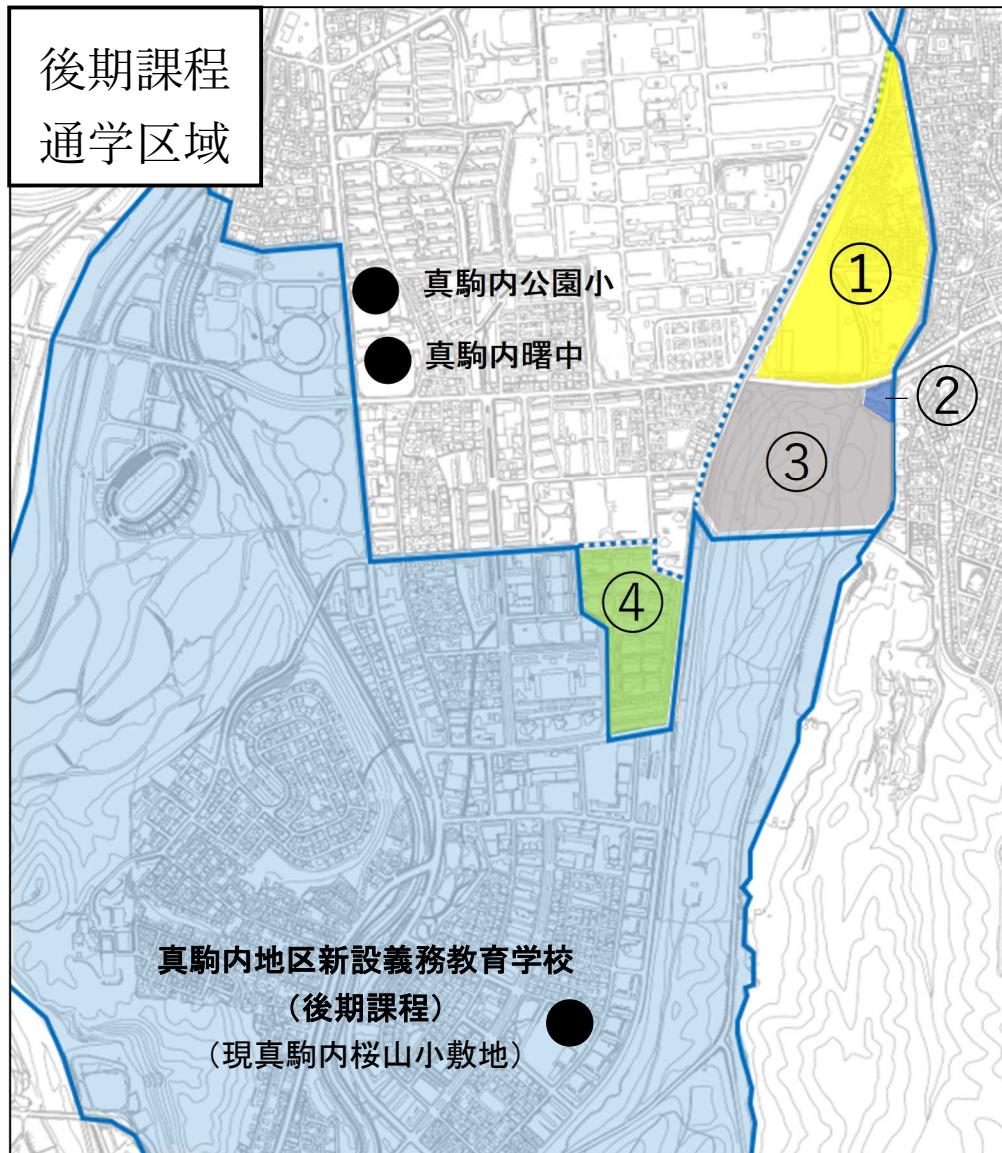
真駒内地区新設義務教育学校の位置及び通学区域

資料 2



| 学校名 及び 位置 | 通学区域 |
|---|---|
| 真駒内地区新設義務教育学校 (前期課程) 真駒内泉町 3 丁目 13-1 | 真駒内緑町 1 丁目～3 丁目 真駒内幸町 1 丁目～3 丁目 真駒内泉町 1 丁目～4 丁目 真駒内南町 1 丁目～7 丁目 真駒内柏丘 1 丁目～12 丁目 真駒内 (17 番地 90 453～455 464～465 468 番地 598 番地 612 番地～614 番地 616 番地～617 番地 620 番地～621 番地) 真駒内公園 |
| 真駒内地区新設義務教育学校 (後期課程) 同上 | 真駒内緑町 1 丁目～3 丁目 真駒内幸町 1 丁目～3 丁目 真駒内泉町 1 丁目～4 丁目 真駒内南町 1 丁目～7 丁目 真駒内柏丘 1 丁目～12 丁目 ¹ 真駒内 (17 番地 90 453～455 464～465 127 番地 ～198 番地 199 番地 1 18 20～23 26 200 番地～205 番地 206 番地 1 6 207 番地～213 番地 468 番地 598 番地～610 番地 612 番地 ～654 番地 657 番地～658 番地 683 番地) 真駒内公園 |

【参考】指定変更区域の設定内容（案）



【指定変更区域とは】

個々の地域的な諸事情により、指定校のほかに、別の学校を選択できる地域

①真駒内東町1丁目・2丁目

【現在】

指定校：真駒内中
選択可能校：澄川中
真駒内曙中

【変更後】

指定校：真駒内曙中
選択可能校：澄川中
義務教育学校
(後期)

②真駒内東町3丁目

【現在】

指定校：真駒内中
選択可能校：真駒内曙中

③真駒内真駒内番地

【現在】

指定校：真駒内中
選択可能校：なし

【変更後】

指定校：真駒内曙中
選択可能校：義務教育学校
(後期)

④真駒内緑町4丁目

【現在】

指定校：真駒内中
選択可能校：真駒内曙中

○札幌市教育委員会事務委任等規則

平成3年3月19日教育委員会規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、別に定めるもののほか、札幌市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する教育事務の教育長への委任等について、必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任等)

第2条 委員会は、その権限に属する事務のうち次に掲げるものを除き、教育長に委任する。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること並びに主要な教育施策の確立、変更及び実施に関すること。
- (2) 規則及び訓令の制定及び改廃に関すること。
- (3) 審査請求及び訴訟に関すること。
- (4) 職員（事務局及び学校その他の教育機関の職員をいう。以下同じ。）の任免に関すること。
- (5) 職員の分限及び懲戒に関すること。
- (6) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (7) 学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更に関すること。
- (8) 学校その他の教育施設の新築、増築及び改築に関すること。
- (9) 通学区域の設定及び変更に関すること。
- (10) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見申出に関するこ
と。
- (11) 教科用図書の採択に関すること。
- (12) 札幌市奨学生金支給条例（昭和26年条例第16号）による奨学生の決定に関するこ
と。
- (13) 就学事務に関するこ
と。
- (14) 文化財の指定及び解除に関するこ
と。
- (15) 博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定並びにこれらに対する報告の徴収
及び指導助言に関するこ
と。
- (16) 附属機関の委員の任免、委嘱及び解職に関するこ
と。
- (17) 委員会表彰に関するこ
と。
- (18) 教育財産の管理に関するこ
と。
- (19) 行事の主催、共催、後援等に関するこ
と。
- (20) 委員会告示に関するこ
と。
- (21) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関するこ
と。
- (22) その他規則により委員会の権限に属する事務

2 教育長は、前項の規定により委任された事務の管理及び執行の状況について、適宜委員会に報告するものとする。

(臨時代理)

第3条 教育長は、前条第1項各号に掲げる事務（同項第2号及び第5条各号に掲げる事務を除く。）について、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の会議が招集されないとまがないと認めるときは、これを臨時に代理することができる。この場合において、処理内容を速やかに委員会に報告しなければならない。

(委任の特例)

第4条 教育長は、第2条第1項の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを委員会に付議しなければならない。

(教育長等の専決)

第5条 第2条第1項各号に掲げる事務のうち、次に掲げる事務については、教育長又は教育長が指定する職員が専決することができる。

- (1) 職員の不利益処分に係る争訟に関すること。
- (2) 課長職以上の職員、指導主事、校長、副校長及び教頭を除く職員の任免に関すること。
- (3) 職員の心身の故障による休職に関すること。
- (4) 札幌市学校教育功績表彰規則（昭和53年教育委員会規則第10号）第3条第1項第3号及び第8条の規定による表彰並びに規則に基づかない委員会表彰に関すること。
- (5) 第2条第1項第7号、第8号、第13号、第15号、第18号から第20号まで及び第22号に掲げる事務

附 則（抄）

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年（教）規則第15号）～附 則（平成22年（教）規則第5号）

省略

附 則（平成23年（教）規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年（教）規則第3号）

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年条例第13号）の施行の日から施行する。（後略）

附 則（平成27年（教）規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年（教）規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。（後略）

議案第3号

令和6年度教育委員会事務点検・評価実施要領（案）について

令和6年（2024年）2月7日提出

教育長 檜田 英樹

令和6年度教育委員会事務点検・評価実施要領について、別紙のとおりとする。

（理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、令和6年度の教育委員会事務点検・評価を実施するため、本案を提出する。

(案)

令和6年度教育委員会事務点検・評価実施要領

1 概要

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、教育委員会が所管する事務事業について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表する。
- なお、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る。
- (2) 札幌市教育振興基本計画《改定版》の進行管理を兼ね、点検・評価結果を次年度以降の施策の推進や改善に反映することで、着実に計画を進行する。
- (3) 札幌市教育アクションプラン（後期）に位置付く全ての事業・取組について自己評価を行い、各基本施策に設定した成果指標の動向等を基に、課題や目指すべき方向性を明らかにする。

2 協議

教育長及び教育委員が、令和 4 年度の教育委員会事務事業における課題や今後の方向性について協議する。

3 授業視察及び児童生徒等との意見交換

学校教育に係る事業・取組についてより理解を深め、効果や課題を的確に把握することを目的とし、教育長及び教育委員による授業視察及び児童生徒等との意見交換を行う。

4 学識経験者の知見の活用

点検・評価の客観性を確保するため、学校教育に精通する者 1 名、社会教育に精通する者 1 名の計 2 名から、実施事業・取組の自己評価等に対する意見を書面により徴する。

- (1) 学校教育に精通する方

高久 元 氏（北海道教育大学札幌校 教授）

- (2) 社会教育に精通する方

和田 佳子 氏（札幌大谷大学 教授）

5 報告書の構成

第一章 教育委員会の概要

- 1 組織及び主な職務権限
- 2 令和5年度の活動状況等

第二章 点検・評価の概要

- 1 目的
- 2 実施方法等
- 3 札幌市教育アクションプラン（後期）の施策体系

第三章 点検・評価の結果

- 1 令和5年度の主な取組等
 - 令和5年度の主な取組
 - 成果指標の動向
 - 学識経験者からの意見と教育委員会の見解
- 2 資料編（事業・取組一覧）
 - 事業・取組評価

6 報告書の決定・議会提出・公表

(1) 報告書の決定

点検・評価結果等をまとめた報告書を作成し、教育委員会会議に諮る。

(2) 議会提出・公表

第3回定例市議会に提出する。また、教育委員会ホームページに掲載するほか、市政刊行物コーナー等に配架し、広く一般にも公表する。

7 スケジュール

| | |
|-------------------|--------------------|
| ～令和6年4月 | 事務局で調書作成 |
| 令和6年5月中旬 ～8月上旬 | 協議（1～2回程度を予定） |
| 令和6年8月中旬 | 報告書を議決 |
| 令和6年9月中旬 | 報告書を第3回定例市議会に提出・公表 |
| 令和6年夏～秋頃 | 授業視察及び児童生徒との意見交換 |